

令和6年第3回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月11日(月) 午後1時
- 2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
- 3 議案 別添のとおり
- 4 出席委員

1 番	水野	一男	2 番	檜山	眞弓	3 番	青山	政弘
4 番	飯田	士朗	5 番	大曾根	栄	6 番	鈴木	久夫
7 番	助川	操	8 番	福田	和一	9 番	宮田	幸男
10 番	石崎	甲一	11 番	佐川	茂	13 番	内田	和幸
14 番	海野	浩行	15 番	綿引	桂太	16 番	大森	龍一
17 番	會澤	留美	18 番	鈴木	洋	19 番	根本	衛
- 5 欠席委員

12 番	峯島	勝則
------	----	----
- 6 議事録署名人

18 番	鈴木	洋	委員
1 番	水野	一男	委員

議 長 　ただ今より、令和6年第3回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は18名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は　18番　鈴木　洋　委員
1番　水野　一男　委員
のお二人にお願いいたします。

議 長 　それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第9号まで、一括上程いたします。

議 長 　議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 　（ 議案第1号の説明 ）
いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 　　ただいま説明のありました4件について、ご意見をお伺いします。

4 番 　　諮問番号2番ですが、耕作者が栃木県ですが、那珂市内に事務所がある
んですか。

事務局 　　通作経路をいただいております、耕作可能と判断しました。

4 番 　　何を耕作するんですか。

事務局 　　麦・大豆を耕作するということです。

4 番 　　機械等は向こうから持ってくるんですか。

事務局 　　機械も栃木県から持ってくると伺っています。

4 番 　　距離が相当あると思いますが、どのくらいの時間で来られますか。

事務局 　　宇都宮に事務所がありますが、営農者が機械を運べ通作ができるという
計画が整っていれば受理しています。また広域の認定農業者として認定を
受けている事業者でもありますので、那珂市に限らず県内の市町村でも実
績のある事業者です。

1 4 番 　　2番の事業者は那珂市で他でもやっていますか。

事務局 　　5か所ぐらいやっています。

1 4 番 　　ほかの場所では違う作物を作っているようですが、なぜ同じ作物にしな
いのか聞いていますか。

事務局 　　毎年、営農報告をいただいておりますが、当初の計画では違う作物を作る
計画でしたが、那珂市内は麦と大豆を作るということです。

議 長 　　ほかにご意見がなければ、議案第1号について許可することに賛成の方
は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 　　挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決
定いたします。

議 長 議案第2号は、農地法第4条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件につきましては、30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。

事務局の説明を求めます。

(議案第2号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました件について、議席番号18番鈴木 洋委員が、自己に関する案件であることから、那珂市農業委員会会議規則第11条により議事に参与することができませんので、一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 まず、退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 なければ退席委員該当案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、退席委員該当案件については許可することに決定します。

(退席委員着席)

議 長 つづきまして、その他の案件についてご意見をお願いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 ご意見がなければその他の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第2号についてはすべて許可と決定いたします。

議 長 議案第3号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

(議案第3号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました6件について、ご意見をお伺いします。

3 番 常陸太田市に住んでいるかたが住宅を建てることは可能ですか。

事務局 都市計画法の要件になりますが、ここは区域指定を使っての申請ですので、出身要件は問われない案件になります。

6 番 諮問番号1番ですが、学校に近いところですが、間口はどのくらいですか。

事務局 6, 7メートルです。また、中学校の外周は使用しないとのこと。東側の傾斜地も切土盛土はしないという計画です。

6 番 太陽光の下はどういう計画ですか。

事務局 特に砕石を敷いたりすることはない計画でして、農業委員会としては太陽光発電施設として転用できるかどうかで受理しております。

6 番 諮問番号2番ですが、地図上で道路と申請地があいているんですが、ここはどうなっていますか。

事務局 地図上では離れているようになっていますが、公図では接しています。

議 長 ほかにご意見がなければ議案第3号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第3号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第4号は、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に係る承認についてです。事務局の説明を求めます。

(議案第4号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

15番 新しい業者と前の業者は距離的には同じぐらいですか。

事務局 営農に関しては引き続き同じ業者が耕作します。

議 長 ほかにご意見がなければ議案第4号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第4号について、承認と決定いたします。

議 長 議案第5号は、農地改良協議についてです。
事務局の説明を求めます。

(議案第5号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 ご意見がなければ議案第5号について、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第5号について、同意と決定いたします。

議 長 議案第6号は、令和6年度那珂市農業委員会最適化活動の目標の設定等についてです。
事務局の説明を求めます。

(議案第6号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

3 番 最初のページの「認定農業者に準ずるもの」とはだれなのか。

事務局 「認定農業者に準ずるもの」とは家族等が認定農業者になっているものを指しまして會澤留美委員です。

3 番 中立委員とはどういう方か。

事務局 中立委員は飯田委員がなっています。

議 長 ほかにご意見がなければ議案第6号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第5号について、承認と決定いたします。

議 長 議案第7号から第9号につきましては、農政課からの説明になりますので、報告事項のあと、休憩をとってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、3件ありました。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、3件ありました。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、4件ありました。

議 長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は2時10分からとします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。

議案第7号 農地中間管理事業 農用地利用集積計画（一括方式）については、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第7号の説明)

議 長 農政課より説明のありました件について、議席番号14番 海野浩行委員が、自己に関する案件であることから、那珂市農業委員会会議規則第11

条により議事に参与することができませんので、一時退席をお願いします。

（ 関係委員退席 ）

議 長 まず、退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

（ 「なし」と呼ぶ声あり ）

議 長 なければ退席委員該当案件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 挙手全員でありますので、退席委員該当案件については承認することに決定します。

（ 退席委員着席 ）

議 長 つづきまして、その他の案件についてご意見をお願いします。

6 番 農政課では畑の賃借料について地元の人と他から入ってくる人で、差をつけているのか。水田しか使えないところの賃借料をどう指導しているか。

農政課 賃借料については市からこういう基準がありますという指導はしておりません。あくまでも地権者と耕作者で決めていただくことになっています。

6 番 参考がなければ数字は出てこないと思いますが、農政課にどのくらいがいいかという話がありますか。

農政課 問い合わせが全くないということはありませんが、参考としていただくのは固定資産税の金額などの案内はしております。場所によっても単価も違いますので、特別基準を設けているということはありません。

6 番 今後も数字を出さないということですか。

農政課 今のところ予定はありません。ただ、基盤整備を進めている地区に関しては、地元で協議いただいて一律の金額を設定することもあります。

18番 現在、農地の貸し借りは、利用権設定、中間管理機構がありますが、こ

れからは中間管理機構一本になりますという話を聞いたんですが、この辺の予定をお聞きしたい。

農政課 利用権が令和7年3月を持ちまして終了となりますので、それ以降は中間管理機構一本になります。

4 番 令和7年3月以降は全部中間管理機構を通して契約するということですが、相対でやっていたものも中間管理機構になるということですか。

農政課 相対に関しては話し合いで進めていただくことになると思いますが、正式な農地の貸し借りをするのであれば中間管理機構一本化ということになります。

4 番 相対をそこで切って契約しなおして中間管理機構を入れてやるということですが、どちらかが嫌だと拒否された場合はどうなるのか。

農政課 基本的な農地の貸借については、相対ではなく正式に利用権もしくは中間管理機構を通してお願いしています。利用権については令和7年3月以降も契約がある方については、その期間が終わり次第、中間管理を案内することになります。利用権も中間管理も行っていない貸借については、把握できないので、中間管理に切り替えていただくことになります。

議 長 ご意見がなければこの案件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第7号についてはすべて承認と決定いたします。

議 長 議案第8号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画については、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第8号の説明)

議 長 農政課より説明のありました件について、議席番号15番 綿引桂太委員が、自己に関する案件であることから、那珂市農業委員会会議規則第11条により議事に参与することができませんので、一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 まず、退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 なければ退席委員該当案件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、退席委員該当案件については承認することに決定します。

(退席委員着席)

議 長 つづきまして、その他の案件についてご意見をお願いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 ご意見がなければ、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第8号についてはすべて承認と決定いたします。

議 長 議案第9号 農用地利用集積計画（利用権設定）について、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第9号の説明)

議 長 農政課より説明のありました件について、農政課より説明のありました件について、議席番号1番水野一男委員、10番石崎甲一委員、14番海野浩行委員、15番綿引桂太委員、17番會澤留美委員、18番鈴木洋委員が、自己に関する案件であることから、那珂市農業委員会会議規則第11条により議事に参与することができませんので、一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 まず、退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 なければ退席委員該当案件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、退席委員該当案件については承認することに決定します。

(退席委員着席)

議 長 つづきまして、その他の案件についてご意見ををお願いします。

14番 利用権設定で1年の設定はできますか。

農政課 これまで3年から10年ということで設定しておりましたが、地権者からの要望によりまして1年からの設定を認めました。今回設定を認める土地は新木崎の基盤整備の対象となっている土地で、3年で契約しても工事が始まって貸借が成り立たないということと途中解約の案内もしたのですが納得いただけず了承したということです。

議 長 ご意見がなければその他の案件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第9号についてはすべて承認と決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和6年第3回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後2時41分